

---

令和2年大和町議会9月定例会議会議録

---

令和2年9月7日（月曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	町民生活課長	阿 部 昭 子 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番犬飼克子さん、7番馬場良勝君を指名します。

---

日程第2「認定第2号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第3「認定第3号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第4「認定第4号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第5「認定第5号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第6「認定第6号 令和元年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第7「認定第7号 令和元年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第8「認定第8号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第9「認定第9号 令和元年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第10「認定第10号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計歳

入歳出決算の認定について」

日程第11「認定第11号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第12「認定第12号 令和元年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第2、認定第2号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第12号 令和元年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

おはようございます。

国保の特別会計からスタートさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案書31ページをお開きください。

認定第2号になります。

令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の承認をお願いするものでございます。

決算書につきましては、212ページからになります。

決算書218ページをお開きください。

歳入でございます。

1款国民健康保険税であります。1目と2目ありますが、全体での調定額は5億6,681万1,249円となっております。

収入済額は4億5,943万9,048円で、徴収率は81.05%となっております。

元年度の現年度分の徴収につきましては、1目と2目を合わせまして94.06%になります。

220ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料になります。調定どおりの収入済み額となっております。

3款1項1目保険給付費等交付金につきましては、こちらも調定どおりの収入とな

っております。

222ページから226ページになります。

4款1項1目につきましては、国保財政調整基金の利子になります。

5款から7款につきましては、繰入金、繰越金、預金利子、被保険者返納金になり、すべて調定どおりの収入となっております。

226ページから228ページになります。

8款国庫支出金につきましては、マイナンバーに係るシステム改修に係る補助金及び福島原発避難者と台風19号の被災者に係る災害臨時特例補助金になります。

歳出になります。

230ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は127ページから129ページになります。

1款1項1目は一般管理費になります。人件費を除いて説明させていただきます。

7節につきましては、事務補助員の賃金になります。9節につきましては、職員旅費になります。11節につきましては、事務用品、コピー代、参考図書代、届出書や保険証等の印刷代になります。12節につきましては、郵送料になります。13節につきましては、オンライン資格確認等システム導入に係る改修、保険者事務共同電算処理、レセプト点検業務等の業務委託料になります。

2目国保連合会、正式名は県国民健康保険団体連合会になりますが、国保連負担金につきましては、国保連の運営に要する町村割の負担金になります。

232ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費につきましては、国保税の徴収事務に要した経費になります。

9節につきましては、研修会等の職員旅費になります。11節につきましては、事務用品や納税通知書の印刷代になります。12節につきましては、郵送料やコンビニ納付、口座振替に係る手数料になります。

3項1目につきましては、国保運営協議会に要した経費で、2回開催しております。1節につきましては、9名の国保運営協議会委員の報酬になります。9節につきましては、同じく委員の費用弁償になります。11節につきましては、コピー代、参考図書代、会議時お茶代になります。12節につきましては、通知等の郵送代になります。

4項1目趣旨普及費になります。11節につきましては、事務用品や国保制度等周知啓発用パンフレット等の経費になります。12節につきましては、医療費やジェネリック差額通知等の郵送代になります。

234ページから237ページをお願いいたします。

2款1項1目から4目の療養費は、本町の医療費分の公費分の負担金になります。

2項1目から4目の高額療養費につきましては、被保険者及び国保連への支払いを行いました高額療養費になります。

3項の移送費につきましては、元年度は該当がなかったものであります。

238ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費につきましては、18件の出産に対しましての負担金と支払い事務に係る委託料となります。

5項葬祭費につきましては、34件の負担金となります。

238ページから241ページの3款につきましては、国保事業の県単一化による町の各負担金になります。

4款1項1目は、退職者医療費適正化に伴う拠出金になります。

240ページから243ページになります。

5款1項1目保健衛生普及費につきましては、各種集団健診や健康教室等に要した費用になります。7節につきましては、健診結果説明会等の看護師、保健師の賃金になります。8節につきましては、健康づくり達人セミナーの講師謝礼になります。11節につきましては、健康指導用パンフレット代等になります。28節につきましては、各種健診助成に対する繰出金になります。

2項特定健康診査等事業費につきましては、国保加入者の40歳から74歳までの方の特定健康診査に要しました経費になります。受診者は1,922人で、受診率は52.97%でございました。7節につきましては、生活習慣病重症化予防指導に係る管理栄養士の賃金になります。9節につきましては、同じくその費用弁償になります。11節につきましては、事務用品、健康診断パンフレット、特定健診の通知や送付用及び返信用の封筒の印刷代になります。12節につきましては、通知書等の郵送料になります。13節につきましては、特定健康診査業務に係る委託料になります。

6款1項1目財政調整基金積立金につきましては、基金の利子になります。

244ページをお願いいたします。

7款の諸支出金につきましては、国保税の還付及び還付加算金、平成30年度保険給付費等交付金の精算による返還金になります。

248ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は22億9,810万5,000円になります。歳出総額は21億8,314万9,000円になります。歳入歳出差引額は1億1,495万6,000円となります。

基金繰入金額は5,800万円です。

なお、決算年度末国保会計財政調整基金の残額につきましては、1億8,686万3,000円となっております。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは続きまして、令和元年度歳入歳出決算の保険事業勘定特別会計についてご説明させていただきたいと思えます。

議案書32ページをお願いいたします。

認定第3号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書でございますが、249ページからとなります。あわせまして、主要な施策の成果に関する説明書は130ページから137ページをご参照願いたいと思えます。

決算書254ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料でございます。歳入済額は4億7,452万8,701円となりまして、調定対比97.4%となっております。歳入未済額につきましては、滞納繰越し分含めまして992万7,228円となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目につきましては、督促料でございます。

3款国庫支出金、1項1目介護保険給付費は、介護給付費の法定負担分の国庫負担金でございます。

255、256ページをお願いいたします。

2項1目調整交付金は、介護給付費の法定負担分の交付金額でございます。

2目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でございます。

3目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組に対する交付金でございます。



4目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費に要します補助金でございます。

5目地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、グループホーム老朽化に伴う防災改修に要します補助金でございます。

4款支払基金交付金につきましては、257ページ、258ページをお願いいたします。

1項1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金は、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、介護給付費の法定負担分、県の負担金でございます。

259ページ、260ページをお願いいたします。

3項1目地域支援事業交付金は、介護予防事業及び包括的支援事業総合相談事業などに係ります県補助金でございます。

6款財産収入、1項1目は、財政調整基金からの利子でございます。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節は介護給付の12.5%相当の法定繰入金でございます。2節、職員給付等の繰入金でございます。3節は事務費繰入金でございます。4節は地域支援事業の介護予防事業に係ります繰入金でございます。5節は低所得者の保険料軽減に係ります繰入金でございます。

261、262ページをお願いいたします。

8款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金でございます。

1項1目から3目につきましては、収入がありませんでした。

263、264ページをお開き願いたいと思います。

2項1目につきましては、特別会計の預金利子でございます。

3項4目雑入でございますが、グループホームすずらんに係ります土地貸付料、公用車廃車による重量税還付金並びに損害共済保険料の払戻金、任意事業の配食サービス等の利用者負担分、介護予防サービスプラン作成に係ります収入、健康貯筋友の会の参加の費用でございます。

次に265、266ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は130ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。7節は、申請受付等に係ります事務補助員の賃金でございます。11節は、事務用品、コピー代の消耗品、保険証等の印刷製

本費でございます。12節は、通信一般費の郵便後納料、国保団体連合会への介護給付通知作成処理手数料、グループホームすずらんに係ります火災保険料でございます。13節は、介護保険事務処理システム保守料及び制度改正に伴うシステム改修業務に要した費用でございます。14節は、グループホームすずらんに係る土地借上げ料でございます。15節は、グループホームすずらんのエアコン更新設置、居室フローリング工事費でございます。

267ページ、268ページをお願いいたします。

19節は、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及びグループホーム老朽化に伴う防災改修の負担金でございます。25節は、介護保険財政調整基金への積立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費でございます。11節は、事務用品の消耗品、保険料納入通知書等の印刷製本費でございます。12節は、通知書の郵送料及び口座振替に要した手数料でございます。

3項1目認定調査等費の8節及び9節は、介護認定調査に係ります調査員への報償費及び費用弁償でございます。11節は、事務用品、コピー代等の消耗品、公用車2台分の燃料代、主治医意見書の印刷製本費に要した費用でございます。12節は、電話料、郵便料としての通信運搬費のほか、主治医の意見書作成に係ります手数料、公用車の保険料に要した費用でございます。13節は、認定調査に係ります委託料でございます。14節は、認定調査に係ります駐車場使用料でございます。18節は、公用車の更新に要した費用でございます。

269、270ページをお願いいたします。

19節は、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。27節は、公用車更新に伴います自動車税でございます。

4項1目計画策定委員会費の1節及び9節並びに11節につきましては、介護保険運営委員会委員への報酬、費用弁償及び運営委員会開催に係りますお茶代に要した費用でございます。13節は、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画作成に係ります委託料でございます。

2款保険給付費は、介護サービスの実績に基づく給付費負担金でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等費は、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費及び住宅改修費・福祉用具費に係ります給付費の負担金でございます。

2目施設介護サービス給付等費は、介護老人保健施設等への給付費負担金でございます。

271、272ページをお願いいたします。

3目居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成等に伴います給付費負担金でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費は、グループホーム及び通所サービスに係ります給付費負担金でございます。

2項1目高額介護サービス等費、12節は、郵便料及び高額介護サービス支給処理に係ります国保団体連合会への手数料でございます。19節は、高額介護サービスの給付費負担金でございます。

2目高額医療合算介護サービス費は、高額医療費、介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた方に給付の負担を行ったものでございます。

273、274ページをお願いいたします。

3項1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の19節は、要介護認定の要支援1、要支援2の方への介護予防サービスに係る給付費負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費の19節は、特定入所者介護等の給付費で、入所者の居住費、食費に係ります給付費の負担金でございます。

5項1目審査支払手数料、12節は、介護給付費の審査手数料でございます。

275、276ページをお願いいたします。

3款1項1目第1号被保険者還付加算金の23節は、第1号被保険者への還付金でございます。

2目償還金の23節につきましては、平成30年度介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金の交付額の確定に伴う国・県社会保険診療報酬支払基金への償還でございます。

4款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費に要しました費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の13節は、からだ元気教室に係ります業務委託でございます。19節は、介護予防、訪問介護、通所介護サービスに係ります給付費でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費の13節及び19節は、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント事業の委託料及び給付費の負担金でございます。

失礼しました。12節につきましては、郵便料金の科目でございますが、郵便料につきましては、他の支出科目より支出しておりまして、この項目からの支出はゼロとい

う形でございました。

277、278ページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要しました費用でございます。7節は、健康貯筋友の会事業に伴います看護師への賃金でございます。8節は、各行政区の生き生きサロンにおける介護予防出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会の運動指導士への謝礼でございます。11節は、健康貯筋友の会事業に伴います事業費の消耗品費でございます。12節は、生き生きサロンボランティア研修会を予定しておりましたが、台風19号の災害により研修会を中止したことにより未執行となっておりますが、切手保険料の項目でございました。支出はゼロでございます。

3項1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談、実態把握等に要する費用でございます。7節は、相談・実態調査・実態把握を要するため専門職の看護師の賃金分でございますが、相談ケースがなかったので未執行でございます。8節は、ケース会議に伴います有識者への謝金でございます。11節につきましては、事務用品の消耗品でございます。

2目の8節は、高齢者虐待防止等に対するための弁護士等への謝礼でございます。11節は、権利擁護研修事業に伴います事務用品等の消耗品でございます。13節は、高齢者障害者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

279、280ページをお願いいたします。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の7節は、保健師等の臨時職員の賃金でございます。8節は、ケアマネジャー、ケアスタッフ研修会に係ります講師謝礼でございます。11節は、コピー料金と消耗品、公用車の燃料代でございます。12節は、包括支援センターの電話料、公用車に係ります損害保険料及び指定介護予防支援事業者の賠償保険に要した費用でございます。13節は、地域包括支援センターシステム保守及びシステム改修に係ります委託料でございます。14節は、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃貸料でございます。

281、282ページをお願いいたします。

4目生活支援体制整備事業費の8節は、生活支援体制に係る研修会を町内で開催する予定でございましたが、この事業も台風の影響で中止という形にさせていただきまして、講師謝礼の未執行分となります。11節は、事務用品等の消耗品、生活支援体制整備事業パンフレット作製による印刷製本費でございます。13節は、社会福祉協議会への生活支援コーディネーター事業の委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費の8節は、認知症サポーターフォローアップ研修開催に係ります講師謝礼でございます。9節は、認知症初期集中支援チーム員研修参加に係ります旅費でございます。11節は、まほろばカフェオープンによるお茶代でございます。

4項1目任意事業費につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業等に要した費用でございます。8節は、あんしんコールセンター協力員、お元気訪問員への謝金でございます。11節は、認知症サポーター養成講座資料及び会議等のお茶代でございます。12節は、郵便料としての通信運搬費、ひとり暮らし高齢者等へのコール機器の設置、撤去手数料及びボランティア保険料に要した費用でございます。13節は、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業機器保守点検に係ります業務委託料でございます。14節は、あんしんコール機器借上げ料でございます。

283、284ページをお願いいたします。

5項その他の諸費、1目支払審査手数料の12節は、国保団体連合会への審査手数料でございます。

5款1項1目の予備費につきましては、備考欄記載の款項目への充用したものでございます。

285ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億8,927万3,000円、歳出総額21億4,451万6,000円、歳入歳出差引額4,475万7,000円。同じく実質収支額も同額でございます。

実質収支のうち地方自治法第233条の2項の規定によりまして、基金繰入金を2,300万円としたところでございます。

参考までに427ページには、決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計の財政調整基金の残額の表を掲載しておりまして、残額は1億2,412万2,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午前10時50分とします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

引き続きよろしくお願ひいたします。

議案書の33ページをお願ひいたします。

認定第4号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書につきましては290ページでご説明をさせていただきます。成果に関する説明書につきましては138ページでございます。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入の1節につきましては、宮床生産森林組合、難波山菜生産研究所、東北電力からの収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

2款繰入金は、財源調整のため基金から繰入れでございます。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

292ページをお願ひいたします。

4款1項1目預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

2項1目雑入につきましては、旧宮床出張所の電気料につきまして、宮床生産森林組合と半分ずつの支出をしておりますが、財産区が1か月多く払っておりましたので、その戻入れでございます。

294ページをお願ひいたします。

歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に要する費用でございます。まず1節につきましては、7名分の委員報酬でございます。9節につきましては、管理会及び協議会の費用弁償でございます。10節交際費につきましては、会長交際費ござい

す。

2款1項1目一般管理費の11節につきましては、審議委員のバッジ、作業代のほか、予算書及び決算書の印刷代、電気料でございます。12節は、会議開催通知の郵便料でございます。13節は、用務員業務に係る委託料でございます。23節は、財産区有地使用料に過誤がございましたことから、返還をさせていただいたものでございます。

2目の財産管理費の13節につきましては、作業道刈払い業務、森林管理巡視業務の委託料となっております。19節につきましては、町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金でございます。

296ページをお願いいたします。

2款1項3目の19節につきましては、町内3つの財産区で組織しております財産区連絡協議会への負担金でございます。28節につきましては、一般会計への繰出金で、成果に関する説明書138ページに記載しております各種団体に繰り出したものでございます。

298ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額945万8,000円、歳出総額912万7,000円、翌年度への繰り越しする財源はございませんので、3番の歳入歳出差引額と5番の実質収支額ともに33万1,000円でございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の34ページをお願いいたします。

認定第5号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、令和元年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書につきましては、303ページをお願いいたします。成果に関する説明書につきましては、139ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目総務費県補助金につきましては、檀ノ下地区直営造林地での間伐及び作業道修繕に対する補助金でございます。

2款1項1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会及び東北電力柱の貸付に伴います収入でございます。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2項1目の不動産売払収入、1節につきましては、土地払下げによる収入です。2節は収入がございませんでした。

305ページをお願いいたします。

3款1項1目財産造成基金繰入金につきましては、財源調整のため財産造成基金から繰入れを行ったものでございます。

4款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目森林研究・整備機構支出金につきましては、檀ノ下地区の除伐、生物害防除、作業道補修に対し交付されたものでございます。

2項1目預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

3項1目雑入につきましては、収入がございませんでした。

307ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に要する費用でございます。1節は、管理委員の報酬でございます。9節につきましては、管理会及び協議会の費用弁償でございます。10節につきましては、会長交際費です。

2款1項1目一般管理費の11節につきましては、審議委員2名のバッジ及び作業服の消耗品でございます。予算書、決算書の印刷代もでございます。12節につきましては、会議通知の郵便料でございます。

2目財産管理費、7節は支出がございませんでした。12節は、造林地の森林災害保険料でございます。13節は、檀ノ下の除伐及び生物害防除を行ったものでございます。15節は、檀ノ下作業道修繕工事を行ったものでございます。19節は、町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金でございます。

309ページをお願いいたします。

22節につきましては、土地払下げ金額の2分の1を地上権者に補償金として支払ったものでございます。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費でございます。13節につきましては、檀ノ下の除伐及び生物害防除を行ったものでございます。15節は、台風19号で被災した作業道の復旧工事でございます。

4目諸費につきましては、19節は財産区連絡協議会への負担金です。28節は説明書139ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計繰出しをいたしましたものでございます。

311ページをお願いいたします。



実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,365万7,000円、歳出総額1,344万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額、実質収支額はそれぞれ21万円でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

認定第6号 令和元年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、令和元年度落合財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書につきましては316ページをお願いいたします。成果に関する説明書につきましては140ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川地区、報恩寺地区、松坂地区の貸付料収入と、電力柱使用に関する収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

2款繰入金につきましては、財源調整のための基金からの繰入れでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

318ページをお願いいたします。

4款1項1目預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

2項1目の雑入につきましては、収入がございませんでした。

320ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に要した費用でございます。1節は管理委員の報酬、9節につきましては、管理会及び協議会の費用弁償でございます。10節交際費につきましては、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、11節需用費は、審議委員のバッジ及び作業着の消耗品のほか、予算書、決算書の印刷代、12節役務費は、会議通知の郵便料でございます。

2目財産管理費は支出がございませんでした。

3目諸費の19節につきましては、財産区連絡協議会への負担金でございます。28節につきましては、説明書140ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰出しをいたしましたものでございます。

324ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額498万1,000円、歳出総額473万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額と実質収支額とも24万9,000円でございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、議案書36ページをお願いいたします。

認定第7号 令和元年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の329、330ページをお願いいたします。主要な施策の成果に関する説明書につきましても、141ページとなりますのであわせてご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金、1節は基金の利子分でございます。

2款1項1目教育費寄附金、1節につきましても、収入がございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金、1節につきましても、繰入れがございませんでした。

4款1項1目繰越金、1節は、前年度からの繰越金でございます。

331ページ、332ページをお願いいたします。

5款1項1目町預金利子、1節につきましても、歳計現金の利子となっております。

2項1目奨学費貸付金元利収入、1節につきましても、貸付けを行いました奨学金の償還金で、67名からの返還をいただいたものとなっております。なお、収入未済額78万7,500円となっており、未納者は5名でございます。未納者とは定期的に連絡を取り督促を行っており、引き続き未納額の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、333、334ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の21節は、大学生12名、高校生1名に対して奨学金の貸付けを行ったものでございます。なお、貸付金は大学生が月額3万円、高校生が月額1万5,000円となっております。

次に、2目事務費でございます。1節及び9節につきましては、奨学事業審議会3回の開催におけます委員の報酬、費用弁償及び選考面接2回における委員長の報酬、費用弁償となっております。11節は予算書、決算書印刷代でございます。12節は郵便料金でございます。25節につきましては、奨学事業基金へ積立てを行ったものでございます。

次に、335ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,307万円、歳出総額1,166万6,000円、差引額が140万4,000円となり、5の実質収支額につきましても同じく140万4,000円となっているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、議案書37ページをお開きください。

認定第8号でございます。令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては336ページからになります。主要な施策の成果に関する説明書につきましては142ページになります。

決算書の340ページをお開きください。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料になります。特別徴収分につきましては、調定どおりの収入でございました。普通徴収につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせまして徴収率は96.3%でございました。

2 款使用料及び手数料につきましては、督促手数料になります。

3 款繰入金につきましては、一般会計繰入金で、事務費や人件費のほか、保険料の軽減分に係る繰入金でございます。

342ページをお開きください。

4 款繰越金になります。前年度からの繰越金になるものでございます。

5 款 2 項 1 目保険料還付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合会からの保険料の還付金になります。

決算書344ページをお願いいたします。

同じく 3 項 1 目預金利子となります。

同じく 4 項 1 目受託事業収入は、県後期高齢者医療広域連合会からの健康診断業務受託料になります。814名が受診しております。

決算書346ページをお開きください。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、後期高齢者医療の会計事務に要した経費になります。

11節につきましては、事務用品、コピー代、参考図書代、特別会計の予算決算書の印刷代になります。12節につきましては、郵送料になります。13節につきましては、後期高齢者健康診査の委託料等になります。

同じく 2 項 1 目徴収費につきましては、保険料の徴収事務に要した経費になります。11節につきましては、保険料の通知書及び通知書送付に係る封筒等の印刷代になります。12節につきましては、郵送料になります。

決算書348ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金と保険基金安定負担金になります。

3 款 1 項 1 目保険料還付金につきましては、年度途中で保険料に変更等のあった方への還付金になります。

決算書350ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2 億 2,731 万 5,000 円、歳出総額 2 億 2,634 万 3,000 円でございます。歳入歳出差引額と実質収支額と同額の 97 万 2,000 円となります。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書38ページをお願いします。

認定第9号 令和元年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法の規定によりまして、令和元年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書351ページ以降で説明させていただきます。なお、本事業の実施概要については、成果に関する説明書143ページ以降になりますので、あわせてご参照願います。

決算書355、356ページをお願いします。歳入歳出決算事項明細書になります。

初めに、歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項1 目下水道事業負担金、1 節は収入済額528万9,310円で、調定額どおりの収納となっております。2 節は収入済額が7万3,900円。3 節につきましても、宮城県環境事業公社からの負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項1 目下水道使用料、1 節は収入済額4億4,413万2,246円で、収納率99.6%でありました。2 節は調定額564万5,455円、収入済額218万5,956円で、収納率は38.7%となっております。このうち、使用料の賦課漏れの決算状況であります。調定額530万8,721円に対しまして、今年度までの収納額合計が440万1,849円で、令和元年度分として3万4,913円収納となり、合計で前年度収納率82.3%に対しまして0.6%増の82.9%となっております。

なお、地方自治法第236条第1項等に基づき、不能欠損を行っております。再三の催告にも納入されず、転出、徴収不能となったもの、説明してもなお応じていただけない方、合計で26件5名、79万4,347円について、不能欠損処理を行っております。

調定額530万8,721円から収入済額及び不能欠損処理額を差し引きますと、残金11万2,525円でございます。これにつきましては、現在破産手続が行われており、裁判所より破産免責決定の通知がありましたので、今後適切に処理してまいりたいと考えております。

続きまして、2 目土木使用料、1 節については、道下都市下水路占用料でございます。

357、358ページになります。

2項手数料、1目下水道手数料は、排水設備責任技術者登録手数料等で、調定額どおりの収入となっております。

3款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金であります。下水道整備事業費の2分の1、災害復旧事業の3分の2、繰越明許費事業費見合い分の2分の1について、収入未済額を除きます補助金が収入済みとなっております。備考の内訳といたしましては、2,489万7,000円のうち、防災安全社会資本整備交付金として545万円、社会資本整備交付金事業として1,944万7,000円であります。

繰越明許費466万8,000円については、防安交91万8,000円、社総交で375万円となっております。

災害復旧事業費は、台風19号に伴うもので3分の2の補助金でございます。

続きまして、4款繰入金、5款繰越金、359、360ページの6款諸収入、1項町預金利子及び2項雑入については、調定どおりの収入額となっております。

7款町債、1項1目下水道債、1節については、繰越明許事業費見合い分の2分の1の収入未済額を除く金額が収入済額となっております。2節、3節につきましては、調定どおりの収入となっております。

次に、361、362ページ、歳出であります。

1款土木費、1項1目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものであります。人件費を除き説明させていただきます。

主なものといたしまして、7節は道下都市下水路の支障木伐採の賃金、9節につきましては、マンホールポンプ更新工事に伴う工場検査旅費であります。11節は、マンホールポンプの電気料、修繕料など、12節につきましては、マンホールポンプの管理用電話の使用料、水道事業への調定件数に伴う調定手数料及び汚水管等清掃手数料などであります。13節は、料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17カ所と特定事業所27カ所の水質検査委託料、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要した費用であります。12節から13節に流用しました300万円につきましては、13節で水道事業への事務及び検針業務委託について、不足しました委託料について、12節の水道事業の調定手数料、下水道管路及びマンホール清掃手数料等の実績見合いによる額について流用したものでございます。

委託料の支払い時期について、下水道使用料徴収事務に係る協定において、9月末と3月末の年2回の請求となったものであり、3月末の実績で不足しました金額につ

いて流用したものでございます。

次に、363、364ページとなります。

14節については、下柴崎地内のマンホールポンプ場の土地借上げ料。16節につきましては、舗装補修材及びデザインマンホール購入に要したものの。19節は、吉田川流域下水道と仙台市、大衡村への下水道施設維持管理負担金であり、補助金は水洗便所改造資金貸付に係る利子補給金1件分であります。27節は、公用車の自動車重量税と消費税及び地方消費税であります。

2項1目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独事業分及び流域下水道等への建設負担金が主なものとなります。9節は、土木職員等研修の職員バス代を予定しておりましたが、台風19号の災害等により参加できなかったもので支出がなかったものでございます。11節は、事業に係る消耗品費であります。18節からの流用については、元年度にNTT倉庫の書類移動を行っております。公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業、それぞれございましたので、移動に要しましたイージーキャビ購入について、事業ごとに負担するものとし流用したものでございます。12節については、台風19号による災害復旧における被災証明手数料で、当初災害査定において工事費に含み申請しておりましたが、被災証明については、国債に該当しないと県より指導を受けてことにより、15節より流用したものでございます。13節は公共下水道の管路及びマンホールのストックマネジメント実施方針策定業務、同じくマンホールポンプ場のストックマネジメント業務及び昨年4月に会計検査時に指摘を受けたことに伴い浮上防止対策詳細設計を行っていないマンホール及び管路についての調査設計業務を行ったもの。また、30年度繰越であります流域関連公共下水道、雨水都市計画決定図書作成業務に要したものでございます。

365、366ページになります。

14節は、積算システムのシステム利用料でございます。15節につきましては、補助事業分として、鶴巣稲荷山ポンプ場のマンホールポンプ設備更新工事及び令和2年度へ繰り越しました工事で、国道4号ほか町道のマンホール浮上防止対策工事の前払いに要したものの。また、台風19号による浸水被害がありました鶴巣大崎マンホールポンプ場、同じく大平円田マンホールポンプ場2か所の災害復旧工事、30年度繰越であります鶴巣入ノ沢ポンプ場ほか1の更新工事の完成に伴うものでございます。18節は、工事等積算用パソコン2台の購入費を、19節は、宮城県が維持管理しております吉田川流域下水道への建設負担金及び大衡村海老沢ポンプ場災害復旧工事に伴います負担金であります。

2款公債費につきましては、1項1目、元金償還113件の償還費用、2目の利子は128件の償還金利子の支払い分でございます。なお、令和元年度末借入残高は、前年度より2億6,681万2,000円減の36億9,253万4,000円となっております。

367ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9億2,892万3,000円、歳出総額8億7,452万1,000円、歳入歳出差引額5,440万2,000円。翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)繰越明許費繰越額1,231万2,000円となり、実質収支額は4,209万円となったものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

再開は午前11時35分とします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 (蜂谷俊一君)

引き続きよろしく申し上げます。

議案書39ページをお願いします。

認定第10号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の368ページ以降で説明させていただきます。あわせて、成果に関する説明書145ページをご参照願いたいと思います。

決算書372、373ページ、事項別明細書になります。



歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目農業集落排水事業分担金は、関係地区の受益者分担金で、1 節につきましては12件 4 名分で、調定額どおりの収入となっております。

2 節は収入済額 6 万 8,000 円で、収納率は16.3%となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目農業集落排水処理施設使用料、1 節につきましては、収入済額883万 3,119 円で、収納率は99.7%となっております。2 節は収入済額 7 万 8,424 円で、収納率60.7%となっております。

3 款繰入金、374、375ページになります。

一般会計からの繰入金で、元年度決算は4,894万 6,000 円で、歳入額全体に対する構成割合は78.6%となっております。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

5 款諸収入、1 項は節預金利子、2 項は雑入で、公用車廃車に伴う自賠責保険料の返戻金でございます。

6 款財産収入、1 項 1 目物品売払収入は、公用車売払い収入でございます。

376、377ページ、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項 1 目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンターの管理費、マンホールポンプ場の維持管理等に要した経費でございます。人件費を除き説明させていただきます。

主なものとしたしまして、11節は、宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ場の電気料、消耗品代、マンホールポンプ場水位計及び無線監視装置、クリーンセンターのポンプ及び公用車等の修繕費などがございます。12節は、使用料、収納事務手数料、マンホールポンプ清掃点検作業などに要したものです。13節は、処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務に要したものでございます。18節については、公用車購入に要したものでございます。19節につきましては、マンホールポンプ管理用電波利用料であります。

378、379ページであります。

27節につきましては、自動車重量税でございます。

2 款公債費、1 項 1 目元金と 2 目利子については、それぞれ15件の起債償還分でございます。

なお、年度末借入残高は、前年より2,918万 3,000 円減の 4 億 7,023 万 7,000 円となっております。

380ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6,223万3,000円、歳出総額5,822万7,000円、歳入歳出差引額400万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。

認定第11号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の381ページ以降で説明させていただきます。あわせて、成果に関する説明書146ページもご参照願います。

決算書385、386ページ、事項別明細書でございます。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目合併処理浄化槽事業分担金は、新規設置 5 人槽 1 基、7 人槽 5 基、10 人槽 1 基、合計 7 基の設置者分担金であり、調定どおりの収入となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目合併処理浄化槽使用料は、設置及び管理移行の 388 基に係る使用料収入であり、1 節は収入済額1,153万6,302円で、収納率は99.6%となっております。2 節は収納率が88.5%となっております。

3 款国庫支出金、1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、新規整備工事に伴います国庫補助金であり、補助対象交付金基準額の 3 分の 1 の補助金 5 基分が収入済みとなっております。なお、残り 2 基分については、本年 2 月初旬に申請があったもので、年度補助金の額確定後の申請であったことにより国庫補助対象工事に該当しなかったものでございます。

387、388ページになります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、財源調整のための繰入でございます。

5 款繰越金は、前年度からの繰越金。

6 款諸収入は、預金利子であります。

7 款町債、1 項 1 目下水道債は、浄化槽の整備に要しました財源の確保を図ったものであります。

389、390ページ、歳出になります。

1 款合併処理浄化槽費、1 項 1 目一般管理費につきましては、管理浄化槽388基の維持管理に要したもので、人件費を除き説明させていただきます。

主なものとしたしまして、11節は事務事業に係る印刷製本費、浄化槽の修繕費などです。12節は浄化槽の法定検査手数料などに要したもので、13節は保守点検及び清掃業務委託料が主なものとなっております。14節については、浄化槽普及促進協議会における研修時の駐車場代を予定しておりましたが、元年度は協会より負担があったことに支出がなかったもので、19節は浄化槽普及促進協議会の負担金であります。27節については、当初還付予定としておりましたが、申告に伴い発生したため13節より流用したもので、消費税及び地方消費税になります。

391、392ページになります。

2 項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用でございます。

1 目合併処理浄化槽建設費、11節は事業に係る消耗品費、15節につきましては浄化槽 7 基の新たな設置工事を実施したもので、その地区別の内訳は、宮床地区 5 人槽、7 人槽それぞれ 1 基、吉田地区 7 人槽 4 基、10人槽 1 基であります。19節は吉岡西部地区区域内の 5 人槽 1 基の設置補助金でございます。

2 款公債費、1 項 1 目元金につきましては 9 件の償還、391、392ページから393、394にかけての 2 目利子につきましては、14件の償還支払い分でございます。なお、令和元年度末借入残高は、123万2,000円増の 1 億3,891万7,000円となっております。

395ページをお願いします。

歳入総額5,611万7,000円、歳出総額5,232万3,000円、差引379万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書41ページをお願いします。

認定第12号 令和元年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法の規定により、令和元年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の396ページからの令和元年度大和町水道事業会計決算報告書で説明させていただきます。なお、本事業の実施状況については、成果に関する説明書147ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書396、397ページ、収益的収入及び支出から説明いたします。

これらは、いずれも消費税込みの決算報告書となります。

収入です。

1 款水道事業収益につきましては、決算額10億3,341万3,157円となり、前年対比で4.9%の減となっております。

この内訳としまして、1 項営業収益は7億7,223万762円で、6.2%の減、2 項営業外収益は1.0%減の2億6,107万4,799円となっております。営業収益が減となりました要因は、31年4月からの料金改定に伴うものでございます。

3 項特別利益10万7,596円については、過年度分の手数料等であります。

続きまして、支出であります。

1 款水道事業費用につきましては、決算額9億5,019万7,817円となり、前年対比9.8%減となっております。

内訳として、1 項営業費用9億3,083万7,843円で、前年対比9.9%の減、2 項営業外費用1,792万7,069円で、前年対比8.8%の減となっております。

3 項特別損失は143万2,905円となっており、不納欠損、開栓手数料1件1名、水道料金75件17名18万1,066円のほか、過年度分の還付などがございます。営業費用が前年度より減となりましたことは、30年度決算において創設以来の使用として使っていない管路の資産減耗をさせていただきました。税抜きで1億2,976万6,000円と大きな額となったことによるものでございます。また、本年6月定例議会の諸般の報告において説明させていただいております舗装本復旧工事について、地方公営企業法第26条第2項の規定により、2,420万円について繰越しを行ったことによることなどからでございます。

以上の結果、税込みの収入支出差引額は8,321万5,340円となっております。

次に、398、399ページの資本的収入及び支出であります。

最初に、資本的収入であります。

1 款資本的収入につきましては、決算額2,248万140円となっております。

1 項出資金1,643万7,891円で、2 項負担金604万2,249円となっております。

なお、負担金の予算に対し、3,868万9,751円の減については、高田中央橋架け替えに伴う県からの負担金が後年度となるものが主なものでございます。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出については、決算額2億7,935万4,983円で、前年対比15.3%減。

1 項建設改良費は2億404万9,500円で、前年対比16.8%の減となっております。配水

管新設の落合地区子育て関連工事、更新工事として吉岡、宮床、吉田、鶴巣地区で実施するとともに松坂送水管接手補強工事を、施設では宮床2号ポンプ場の送水ポンプの3台のうち、最後の1台の更新、流量計更新工事、松坂配水地点電気設備改修工事等が主なものでございます。

2項企業債償還金については7,433万8,917円で、前年対比12.1%の減となっております。

3項国庫補助金返還金96万6,566円は、平成30年度決算及び消費税確定に伴うものであります。

以上の収支により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,687万4,843円については、過年度分損益勘定留保資金から2億3,875万1,963円、消費税資本的収支調整額1,812万2,880円をもって補填したものでございます。

なお、6月定例議会の諸般の報告において説明させていただいております吉田川床上浸水対策特別緊急事業に伴う配水管布設工事について、地方公営企業法第26条の規定により1,017万1,700円を繰越しいたしております。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

午前に引き続きまして、よろしく申し上げます。

決算書400ページをお願いします。

損益計算書でございます。消費税抜きの金額となっております。

収益及び費用の項目ごとの内訳は、407ページからの収益費用明細書で整理いたしておりますので、概括的な説明とさせていただきます。

1. 営業収益は7億991万8,006円で、前年対比6.9%の減。

2. 営業費用は8億7,923万5,378円で、前年対比10.7%の減となっており、1億6,931万7,372円の営業損失となっております。

次に、営業外収益ですが、他会計補助金1億2,984万4,000円、開発負担金4,730万3,484円及び長期前受金戻入6,404万3,052円が主なもので、合計2億5,536万7,786円。

4. 営業外費用は、支払利息の1,792万7,069円が主なものとなり、営業外収支は6,619万6,033円の経常利益となったものでございます。

5の特別利益及び6の特別損失を合わせました当年度純利益は6,489万13円となり、前年度繰越利益剰余金841万3,797円を合わせた当年度未処分利益剰余金は、7,330万3,810円となったものでございます。

次に、401、402ページの剰余金計算書でございます。

前段部分が前年度の状況を示しております、中段部分に当年度変動額として、資本金、剰余金の変動額を記載してございます。当年度については、一般会計出資金1,643万7,891円を受け入れ、資本金当年度末残高は32億2,155万2,831円となっております。

資本剰余金につきましては、工事負担金の受け入れを行い、資本剰余金当年度末残高を2,289万9,249円としております。

利益剰余金は、減債積立金に1,000万円を計上したことで未処分利益剰余金の年度末残高が7,330万3,810円となり、利益剰余金合計額を5億833万1,738円とし、資本金と剰余金を合わせた資本合計は、37億5,278万3,818円となっております。

403ページをお願いします。

利益処分計算書（案）でございます。

議案の議決を賜りました後の利益剰余金の処分方法をお示ししているものでございます。

未処分利益剰余金から7,000万円を減債積立金として積み立てることとし、次年度への繰越利益剰余金を330万3,810円といたすことについてお願いするものでございます。

次に、404、405ページの貸借対照表でございます。

資産の部、1. 固定資産です。

(1) 有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物などではありますが、合計

58億7,198万520円で、前年対比1%の減となっております。

(2) 無形固定資産は、電話加入権、ダム使用权で、50万860円となります。

(3) 投資その他の資産については、投資有価証券7億1,318万3,000円で、固定資産合計は、前年比1.6%減の65億8,566万4,380円となります。

2としまして、流動資産は、現金・預金、未収金などで4億4,274万5,149円となり、資産合計は70億2,840万9,529円で、前年比0.7%、5,157万316円の減となっております。

405ページの負債の部でございます。

3. 固定負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債で、8億9,540万5,587円となります。

4. 流動負債であります。建設改良費等の財源に充てるための企業債、未払金、配当金、その他流動負債で、合計額1億8,124万3,395円となります。

5. 繰延収益は、公営企業会計制度の見直しによるもので、償却資産の取得に伴う補助金等をその収益額として計上しました長期前受金33億6,291万3,136円から、長期前受金を収益化しました長期前受金収益化累計額11億6,393万6,407円を差し引いた額であります。

固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は32億7,562万5,711円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、企業開始時の固有資本金、一般会計出資金など追加出資の繰入資本金、振り替えした減債積立金、建設改良積立金等の組入れなどの資本金となります。合計で32億2,155万2,831円で、前年比0.5%の増となっております。

次に、7の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金合計で2,289万9,249円としております。

(2) 利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度未処分利益剰余金合計で、5億833万1,738円となっております。剰余金合計は5億3,123万987円、資本合計37億5,278万3,818円、負債・資本合計は70億2,840万9,529円で、404ページ下段の資産合計と一致するものでございます。

次に、406ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

1. 営業活動によるキャッシュ・フローでございます。

企業の営業活動により生み出されますキャッシュ・フローで、当期純利益6,489万

13円を計上いたし、非資金項目の調整には減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入、賞与引当金等の増減額を計上しております。

営業活動による資産及び負債の増減であります。資産の増減については未収金等の増減を、負債の増減については未払金、前払金など流動資産の増減を計上しております。

ほかに、受取利息及び配当金991万3,791円と起債償還分の支払利息1,792万7,069円を計上し、合わせまして営業活動によるキャッシュ・フロー合計2億6,270万3,237円となるものでございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

将来に向けた営業基盤の確立のために伴う投資活動に係る資金の状況を表すもので、建設改良費として1億8,592万6,620円を投資しております。上記実施に係る収入2,248万140円は一般会計出資金などであります。

投資活動による負債では369万7,480円の減を、有価証券等の増減は有価証券売却に伴う収入4,822万9,000円を合わせました投資活動によるキャッシュ・フロー合計はマイナス1億1,988万6,330円となっております。

次に、3.財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

増資、減資による資金の収入支出及び借入返済による収入支出など、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを表したものでございます。

企業債の償還分が財務活動によるキャッシュ・フローで、合計マイナス7,433万8,917円となっております。

資金増減額6,847万7,990円は、営業、投資、財務活動それぞれのキャッシュ・フローの合計額となるものでございます。資金期首残高3億3,606万1,365円と合わせた資金期末残高は4億453万9,355円となっております。

次に、407ページから409ページにかけての収益明細書でございます。

消費税抜きの金額となります。

主なものでございます。1款水道事業収益、1項1目給水収益は、水道料金6億5,754万1,742円で、前年対比7.3%の減であります。

2目加入金で、前年対比9.2%減。

3目その他営業収益は、1節はコードカバー、メーターカウンターなどの売却代、2節は設計審査手数料、開栓手数料など、3節は下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理料であります。

2項営業外収益でございます。



1 目他会計補助金は、一般会計補助金で基本水流の留保水量見合い分、簡易水道管理費などで、前年比4.3%の減となっております。

2 目受取利息及び配当金は、預金及び有価証券等の配当金。

3 目開発負担金は、宮城県土地開発公社開発の岩倉地区の負担金が主なものでございまして、そのほか民間アパートなどの建設によるものでございます。

4 目長期前受金戻入は、みなし償却制度の廃止によるものでございます。

5 目雑収益は、東京電力の放射能検査費用、賠償金及び窓口におけるコピー代などでございます。

6 目有価証券売却益、3 項特別利益、過年度損益修正益を合わせました収益合計は9 億6,538万5,492円であり、前年度に比較いたしまして5.7%の減となっております。408ページ、費用でございます。

1 款水道事業費用、1 項1 目浄配水費の主なものでございます。1 節から4 節までは職員人件費、5 節は窓口受付等事務補助員の賃金でございます。8 節は電気料、監視用テレメーターの専用回線料などであります。9 節は自動車、建物、機械設備などに係るもの、10 節はメーター検針、水質検査、メーター交換業務委託等に要した費用でございます。13 節は町内5 カ所のポンプ場における動力の電気料であります。15 節につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用でございます。16 節は4 億9,244 万1,924円、宮城県大崎広域水道からの受水料金で、前年対比0.3%の減となっております。17 節は水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借上げ料であります。

409ページになります。

2 目総係費は、運営管理に要する事務費で、1 節は水道事業審議会の委員10名の報酬、2 節は審議会委員の費用弁償と職員旅費、3 節は審議会用お茶代、4 節は日本水道協会等への負担金であります。5 節は水道庁舎の宿日直業務委託料、9 節は配水管の水管橋添架による借上げ料でございます。

3 目減価償却費は、建物、構築物、車両器具などの有形固定資産、電話加入権、ダム使用权の無形固定資産の本年度償却分でございます。

4 目資産減耗費、1 節は棚卸資産の減耗費、2 節は固定資産除却費で、浄水施設等特定に伴い、現に使用していないもの等について資産減耗処理を行ったもの。

5 目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

2 項営業外費用でございます。

1 目支払利息は、企業債利息の支払い分。

2 目雑支出は、仮払消費税及び地方消費税でございます。

3 項特別損失は、不納欠損及び過年度分の還付等でございます。

費用の合計は9億49万5,479円で、前年度と対比いたしまして10.7%減となっております。

410ページをお願いします。

固定資産明細書でございます。

(1) 有形固定資産の種類は、土地、建物、構築物、機械装置、車両、工具器具、建設仮勘定の種類別に整理しておりますが、合計で説明させていただきます。

年度当初現在高が99億3,786万4,926円で、当年度増加額2億5,176万6,620円、当年度減少額1億9,252万4,976円で、当年度末現在高は99億9,710万6,570円となります。

当年度の増加は、配水管の布設替え及び子育て支援関連による敷設、機械及び装置は宮床2号ポンプ場の送水ポンプ更新、各系統に設置しております流量計更新及び松坂配水池電気設備更新工事等による増加、仮勘定は相川配水管布設工事、高田中央橋添架工事、鶴巢落合池強化工事の実施設計であります。減少分については、資産減耗に係るものであります。

次に、減価償却費であります。年度末償却未済高は58億7,198万520円となっております。

次に、(2) 無形固定資産明細であります。

年度当初額53万2,571円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少により、年度末現在高は50万860円となっております。

412ページでございます。

重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。

1. 資産の評価基準及び評価方法。

2. 固定資産の減価償却の方法。

3. 引当金の計上方法。

4. その他会計に関する書類のための基本となる事項及びそれぞれ記載の方法により実施しているものでございます。

413ページ、414ページをお願いします。

企業債の明細書となっております。

政府資金については、平成5年3月から平成31年3月のそれぞれ発行の21件、公営企業金融公庫については同じく平成13年3月から平成25年8月までの19件、民間資金

については上段2段は当年度で償還終了し、平成20年3月の1件となっております。  
種類別、発行年月日順に整理しておりますので、お目通しをお願いします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

---

日程第13「報告第18号 令和元年度大和町健全化判断比率及び資金不足  
比率の報告について」

議長 (高平聡雄君)

日程第13、報告第18号 令和元年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
についての報告を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、議案書42ページをお願いいたします。

報告第18号 令和元年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、ご  
報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に  
よりまして、令和元年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率につつま  
して、別添の監査委員の意見を付しましてご報告申し上げます。

この健全化比率の算定対象につきましては、町で管理いたす公営企業を含む全ての  
会計及び関係する一部事務組合分も含めまして比率を算定するものでございます。

表の1つ目でございます。健全化判断比率です。令和元年度の決算の欄が本町の数  
値であります。表の左列から縦に、実質赤字比率、連結実質赤字比率の2項目につま  
ましては、赤字がないことからハイフンの表示となっております、黒字決算となっ  
ております。

次の実質公債費比率につきましては、数値が少ないほど健全であるわけですが、  
1.0%でございました。前年度が1.4%でしたので0.4ポイント下がり、より健全な状  
況でございます。

次の将来負担比率につきましては、将来負担額に対し充当可能財源等が上回って  
おりまして、平成25年度以降、数値として現れないものとなっております。

表の左上の左から3列目でございますが、早期健全化基準がございまして、記載の  
数値を超えますと早期健全化計画を策定して、県や国の指導の対象となる、いわゆる

黄色信号となります。

一番右の財政再生基準につきましては、この数値以上になりますと、財政再生計画を作成して、やはり県や国の指導の対象となりますが、こちらは赤信号に該当してまいります。財政悪化の要因分析、歳出削減、歳入増加策などを定めまして、議会の議決を経て、総務大臣宛てに報告することが必要となります。

次に、2番の資金不足比率でございますが、本町の場合は、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計の4会計が対象となりますが、いずれも資金不足は生じていない状況でございます。ハイフンの表示となっております。

別冊の説明資料につきましては、算定方法を記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後1時35分とします。

午後 1時24分 休 憩

午後 1時34分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、令和元年度大和町各種会計決算審査の報告並びに令和元年度財政健全化診断及び経営健全化審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員 （櫻井貴子君）

監査委員の櫻井貴子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今野信一監査委員とともに進めてまいりました令和元年度大和町歳入歳出決算の審査結果につきまして、代表いたしましてご報告させていただきます。

お手元に配付してございます資料の令和元年度各種会計決算審査意見書の1ページ

をお願いいたします。

令和元年度大和町歳入歳出決算の審査結果につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付されました令和元年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに令和元年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1. 審査の対象といたしましたのは、令和元年度大和町一般会計決算並びに大和町国民健康保険事業勘定特別会計決算のほか、9つの特別会計決算及び水道事業会計決算についてでございます。

第2. 審査の期間でございますが、一般会計決算につきましては7月3日から8月5日までのうちの16日間、各種特別会計決算につきましては7月7日から7月31日までのうちの5日間、各種基金運用状況につきましては7月3日から7月27日までのうちの5日間、財産に関する調書につきましては7月7日、また水道事業会計決算につきましては7月31日に審査いたしました。

第3. 審査の結果でございますが、審査に付されました令和元年度各種会計決算につきましては、決算計数に間違いはなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保たれており、書類も整備されており、会計経理は全般的に見て妥当と認定いたしました。

3ページをお願いいたします。

続きまして、決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く10の特別会計で見ますと、歳入につきましては、予算現額204億562万3,000円、調定額208億1,706万8,351円に対しまして、収入済額197億5,233万4,887円となっており、予算対比96.8%、調定対比94.89%の割合でございます。一般会計の歳入済額139億4,919万8,343円のうち、歳入の中核であります町税収入を見ますと57億3,860万3,015円となっており、前年度対比14.92%少ない、約10億円の減額でございます。この要因は、世界経済のあおりを受けて法人町民税が減少したことなどによるものでございます。地方交付税につきましては、普通交付税は2年連続で不交付団体になっております。特別交付税につきましては、激甚災害となった台風19号の災害復旧費の増加と震災復興特別交付税によります復興特区減免の増加によりまして、前年度より7億215万円増額の13億3,159万1,000円となっております。

次に、不納欠損として認定いたしました2,424万8,107円でございますが、法令等に基づきまして合法的な手続を行っておりますことから、やむを得ないものと認めまし

た。

その結果、収入未済額は10億4,048万5,321円となっております。

次に、歳出でございますが、4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額204億562万3,000円に対しまして、支出済額181億7,151万7,227円で、執行率は89.05%となっております。また、繰越明許費といたしまして16億4,299万8,000円が令和2年度へ繰り越されております。

一般会計の繰越明許費15億5,839万5,000円につきましては、台風19号の被害によります農地、農業施設、道路、河川等の復旧事業及び高田中央橋の工区内流入物撤去、小・中学校構内ネットワーク環境整備の整備内容・仕様等につきまして、令和元年12月に閣議決定がされましたことから、その策定に十分な時間を取ることができなかったためでございます。また、事故繰越となりました4,078万8,000円につきましては、ほかの工事及び天候の影響によるものであり、やむを得ないものと認めました。

次に、不用額でございますが、前年度に比較いたしますと2億5,448万2,000円増の5億9,110万7,000円となっております。各課における事業につきましては、各々の成果を上げられておりますが、不用額が発生した事業につきましては、原因を分析し今後の事業執行に活用されることを望みます。多額の不用額につきましては、財源の配分に影響するばかりでなく、予算の柔軟な編成や住民サービスの提供にも影響が考えられますことから、予算統制と執行管理に留意されるようお願いしたいと思います。

また、財政調整基金をはじめとする積立基金につきましては、53億6,989万7,000円となっておりますが、今後における各種施設の維持管理などに要する経費等が見込まれますことから、財源の重点的で効率的な配分を念頭に各種事業の執行を進められ、経費の節減、合理化にさらなる努力を望みます。

以上によりまして、令和元年度一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認定いたしました。

続きまして、令和元年度町債現在高でございますが、5ページ中段の表を参照願います。

町債現在高は、前年度に比較いたしまして、普通会計で6億697万4,000円増、下水道事業会計で2億6,681万2,000円の減、農業集落排水事業会計で2,918万2,000円の減、戸別合併処理浄化槽会計につきましては、元金償還が少額のため123万2,000円の増、水道事業会計におきましては7,433万9,000円の減となっております。

本町の実質公債費比率は1%と、前年度よりも良好な比率となっております。

しかし、全会計を合計した残高は、108億9,086万6,890円と多額でございます。町

債の償還につきましては、後年度以降の義務的経費となりますことから、長期的視点に立った財政見通しと償還計画に沿った中での運用に、なお一層の留意をお願いしたいと思います。

次の5ページ下段2)一般会計財政の概要から、38ページ、第6. 財政管理につきましては、皆様にお目通しいただきますようお願いいたしまして、令和元年度歳入歳出決算の審査結果報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、39ページをお願いいたします。

財政健全化等審査の意見でございます。

令和元年度財政健全化審査及び経営健全化審査結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして、審査に付されました令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率につきまして審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

40ページをお願いいたします。

令和元年度財政健全化審査及び経営健全化審査の意見でございます。

1. 審査の概要につきましては割愛させていただきます。

続きまして、2. 審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類は、適正に作成されているものと認定いたしました。なお、具体的な比率につきましては、下記表を参照いただくようお願いいたします。

41ページをお願いいたします。

次に、個別意見でございますが、①実質赤字比率につきましては、令和元年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は6.02%と適正な比率となっております。

②連結実質赤字比率につきましては、令和元年度は黒字となっており、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は11.80%と適正な比率となっております。

③実質公債費比率についてでございますが、実質公債費比率につきましては1.0%であり、早期健全化基準の25%を下回り、良好な比率となっております。

④将来負担比率につきましては該当なしとなり、前年度同様に良好な比率でございます。

次に、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併

処理浄化槽特別会計の資金不足比率についてでございますが、水道事業会計が3億2,505万6,000円、下水道事業特別会計が1,058万7,000円、農業集落排水事業特別会計が400万6,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計が379万4,000円の資金余剰額があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状態にあると認められました。

次に（3）の改善を要する事項につきましては、指摘する事項はございません。

以上で、令和元年度財政健全化審査及び経営健全化審査の報告を終わります。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（高平聡雄君）

ただいま監査委員から報告をいただきました。

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

---

#### 決算特別委員会の設置について

議長（高平聡雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開



議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に馬場良勝議員、副委員長に堀籠日出子議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月8日から9月14日までの7日間本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月8日から9月14日までの7日間を休会とすることに決定します。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月15日の決算特別委員会終了後といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時55分 延 会